

～抄録～

〔論 説〕

イギリスにおける小売業の上位集中化傾向の進展

番 場 博 之

本稿の直接的な目的はイギリスの小売業を取り上げて、その競争環境の変化を構造的な側面から検討することにある。

イギリスにおける小売商店数の減少傾向は長期間にわたり確実に進行してきているが、その実際は独立店（Independents）および生協の店の減少であって、マルティプル（Multiples）と呼ばれるチェーン店の方の商店数は増加しているのである。また市場占有率でみると、商店数で2割強のマルティプルが全体の7割近くを占めるまでになっている。とりわけ、飲食料品・家庭用雑貨などといったグローサリーの分野においてマルティプルの市場占有率は急激に拡大している。

イギリスでの小売競争は主に大規模な小売企業間においてなされているであり、その結果として巨大な小売企業が出現するとともにそこへの一層の資本集中が進んでいる。とくに、グローサリー分野でのこのような小売競争のあり方は、数社の巨大な小売企業だけでこの分野の小売市場のほとんどを占有するという結果を招いてしまった。

納税者の貸借対照表における資産評価について

—発生主義と標準原価計算の視点から管理引当金を計上する—

吉 田 寛

利益獲得能力の高い経営者に経営を任せることができれば、資本家は大きな利益を得ることができる。逆に能力の無い経営者に経営を任せならばその投資は無駄に終わる。企業会計は、経営者の利益獲得能力を期間利益によりはっきりと見えるようにした。公会計もまた、税の運用を委ねられる行政責任者の税の運用能力を将来の税金によってはっきりと見えるようにする。

納税者の資産は、主権者が効用を得るために取得される。継続して効用を得るために、納税者の資産が取得されれば足るのでない。適切に維持管理されて、初めて予定

された効用を得ることが可能になる。行政責任者は、納税者の資産の供用を開始することで予定した効用を継続して提供することを約束する。ならば、供用により納税者の資産を納税者の貸借対照表に計上するとともに、当該資産の運用管理に必要となる管理引当金を将来の税金を相手勘定として行政責任者の貸借対照表に計上する必要がある。

民主的な組織では、企業においても政府においても組織の運営責任者は交代する。交代した行政責任者は、行政を引継いだ時点で前任者のなした約束を継承する。前任者から継承した固定資産を供用するという約束を守るために費用を管理引当金として継承する。これにより、前任者と継承者の責任を切り分けることが可能となる。継承者の納税者の資産の運用管理についての巧拙は、将来の税金にいかほどの影響を与えたのかで反映することが可能になる。行政責任者の税の運用能力を表章する将来の税金は、より有效地にその役割を果たすことが可能となる。

〔研究ノート〕

マーケティング・リサーチ研究(1)

陸 正

マーケティング・リサーチの日米比較研究を主として新製品開発のステップに即して研究し、両者の経営環境、競合状況、消費者行動の違いなどを踏まえて、そのクリティカル・ポイントを明らかにすることを目的としている。研究対象は、FMCG (Fast Moving Consumer Goods) の製品を主として取り上げ、研究範囲は、新製品開発に続く新製品の発売、ブランドの確立までを取り扱うこととする。本稿では、マーケティング・リサーチの意義をまずその役割、小史、組織上の位置づけをレビューして、マーケティング・リサーチ部門がマーケティング部門に対する単なる専門的な支援にとどまらず、主体的にマーケティング意思決定にかかわっていく必要があることを明らかにした。さらに花王の経験的に形成されてきた新製品開発のマーケティング・リサーチフローがコルゲートとの共同プロジェクトを機に原理・原則としての体系に進化していったプロセスを明らかにした。次稿以降、個別のリサーチ手法について日米の比較研究を行っていきたい。

連結納税制度に関する一考察 —繰越欠損金の取扱いを中心に—

小 堀 朋 子

連結納税制度とは、企業集団の経済的一体性に着目し、企業集団内の個々の法人の損益などを集約することにより実質的に一つの法人とみて課税しようとする仕組みである。

筆者は、日本型連結納税制度の導入は、日本国憲法14条に規定する法の下の平等（租税公平主義）に立脚したもので、実質課税の原則を前提にしたものでなければならないと考えているが、産業活力再生特別措置法が施行される現況に鑑み、現状における連結納税制度の導入のあり方は、連結グループに加入する子会社の事業の活性化及び連結グループ全体の事業の活性化を促進する効果がなければならないと考えている。

ゆえに、筆者は、連結グループに加入する子会社の事業の活性化及び連結グループ全体の事業の活性化を促進するには、明白な租税回避行為がなければ、欠損金の引継ぎ範囲の拡大等が必要であると考え、①欠損金の繰越し期間の延長・繰戻し期間の改正②連結加入前等の子会社の欠損金の取扱い（アメリカのSRLYルール等の考え方等の検討）③適格要件の改正（さらなる明確な基準と経済状況に応じて斟酌する柔軟性が必要であると考える）等の検討を行い、連結納税制度の日本への導入のあり方を繰越欠損金を中心に考察する。